

火災予防上の命令を受けている対象物一覧表

(注)本公示情報は、原則として毎日11時に更新します。ただし、内容に変更がない場合には更新しません。番号は命令発令日を基準として付しています。一覧表の表示は発令の新しい命令が上となります。

令和6年5月9日20時00分現在

No.	項目	内容
13	防火対象物の所在地	東京都港区芝五丁目18番1号
	防火対象物の名称	都営芝五丁目アパート1号棟
	命令を受けた者	夏戸 泉
	命令事項	都営芝五丁目アパート1号棟の14階の屋内階段及び廊下に存置されている段ボール箱26箱、樹脂製バケツ5個、紙袋4袋、ビニール袋16袋、木製棚1つ、植木11個、植木鉢13個、金属製かさ立て1つ、かさ3本、金属製容器2つ、いす1脚、樹脂製じょうろ1つ、脚立1つ、手押しのカート1台は、火災の予防に危険及び消防の活動に支障になると認めるため、令和6年5月9日午前11時28分までに除去すること。
	所轄消防署名	芝消防署
12	防火対象物の所在地	東京都大田区久が原二丁目10番20号
	防火対象物の名称	佐野マンション
	命令を受けた者	株式会社プレステージ 代表取締役 佐野 良憲
	命令事項	令和6年6月8日までに、防火対象物全体（駐車場部分を除く。）に自動火災報知設備を設置すること。
	所轄消防署名	田園調布消防署
11	防火対象物の所在地	東京都大田区久が原二丁目10番14号
	防火対象物の名称	プレステージ久が原・プレステージII
	命令を受けた者	株式会社プレステージ 代表取締役 佐野 良憲、佐野 彩子、佐野 良憲
	命令事項	1 令和6年6月8日までに、屋内消火栓設備を設置すること。 2 令和6年6月8日までに、自動火災報知設備を設置すること。
	所轄消防署名	田園調布消防署
10	防火対象物の所在地	東京都足立区入谷一丁目27番16号
	防火対象物の名称	サンハイツ入谷
	命令を受けた者	齋藤 誠次
	命令事項	令和6年5月31日までに、自動火災報知設備を設置すること。
	所轄消防署名	西新井消防署

9	防火対象物の所在地	東京都千代田区神田和泉町1番7-21号
	防火対象物の名称	新和泉ビル
	命令を受けた者	新和泉ビル管理組合 理事長 静 隆
	命 令 事 項	新和泉ビルの東側屋外階段3階から8階に存置されているプラスチック製ボックス1個、マットレス2枚、金属製支柱2本、脚立1脚、延長コード1本、感知器1個、扇風機1台、台車3台、ダンボール箱3箱、鉢植え11個、吸い殻入れ1個、木製ラック1台、ブックスタンド1個、酒タル1個、金属棒5本、木棒3本、ほうき2本、アミ1本、プラスチック製カゴ5個、傘16本、ダンボール4枚、傘立て2個、ペットボトル1本、敷布団1枚、金属製イス1個、スーツケース1台、布カゴ1個、木板2枚、アイロン台2台、金属製ゴミ箱1個、玩具2個、プラスチック製イス2個、プラスチック製台1台、木製タル1個、金属製物干し1台、ゴミ袋1袋、キャリーバック1台、マット1枚、ちりとり1個は、火災の予防に危険及び消防の活動に支障になると認めるため、令和5年11月3日午後9時00分までに除去すること。
	所轄消防署名	神田消防署
8	防火対象物の所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目6番3号
	防火対象物の名称	山路ビル
	命令を受けた者	株式会社古書サンエー 代表取締役 山路茂
	命 令 事 項	山路ビルの4階廊下部分に存置されているダンボール28箱、書籍10束、かご2個、紙袋1、植木鉢9、屋内階段4階から5階部分に存置されている書籍30束、プラスチックケース8個、ダンボール6箱、5階廊下部分に存置されている書籍82束、台車1台、ダンボール4箱、屋内階段5階から塔屋階部分に在置されている木材14枚、植木鉢2個、肥料5袋、網1枚、発泡スチロール13個、石膏ボード38枚、ビニールシート2枚、本10冊、照明器具2個、段ボール3箱は、火災の予防に危険及び消防の活動に支障になると認めるため、令和3年12月2日午後3時30分までに除去すること。
	所轄消防署名	渋谷消防署
7	防火対象物の所在地	東京都港区六本木三丁目10番9号
	防火対象物の名称	三経28ビル
	命令を受けた者	株式会社福岡第一三経観光 代表取締役 木山 貴英
	命 令 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年6月1日までに、4階に設置されている屋内消火栓設備の消火栓箱開閉扉を、開閉できるように改修すること。 2 令和2年6月1日までに、1階ごみ置き場内及び5階南西側物入れ内にスプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドを技術上の基準に従って設置すること。 3 令和2年6月1日までに、4階北側エレベーター前のスプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドを散水が有効になされるように、技術上の基準に従って改修すること。 4 令和2年6月1日までに、1階に設置されているスプリンクラー設備の送水口に標識を技術上の基準に従って設置すること。 5 令和2年6月1日までに、1階ごみ置き場内、5階南側エレベータ
	所轄消防署名	

		<p>一前及び5階南西側物入れ内に自動火災報知設備の感知器を技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>6 令和2年6月1日までに、自動火災報知設備が正常に作動するように、技術上の基準に従って改修すること。</p> <p>7 令和2年6月1日までに、4階の東西の通路に通路誘導灯を技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>8 令和2年6月1日までに、1階に設置されている連結送水管の送水口に標識を技術上の基準に従って設置すること。</p>
	所轄消防署名	麻布消防署
6	防火対象物の所在地	東京都港区西麻布三丁目21番20号
	防火対象物の名称	霞町コーポ
	命令を受けた者	霞町コーポ管理組合法人 理事 小川 恭平
	命 令 事 項	<p>1 令和2年12月31日までに、11階及び12階にスプリンクラー設備を設置すること。</p> <p>2 令和2年12月31日までに、11階及び12階に非常コンセント設備を設置すること。</p> <p>3 令和2年12月31日までに、12階に屋内消火栓設備を技術上の基準に従って設置し、正常に作動するよう適正に維持管理すること。</p>
	所轄消防署名	麻布消防署
5	防火対象物の所在地	東京都港区六本木三丁目3番17号
	防火対象物の名称	ソレアード六本木
	命令を受けた者	目崎 和恵
	命 令 事 項	<p>1 令和2年12月31日までに、スプリンクラー設備を設置すること。</p> <p>2 令和2年12月31日までに、放送設備を設置すること。</p> <p>3 令和2年12月31日までに、連結送水管を技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>4 令和2年12月31日までに、非常コンセント設備を設置すること。</p>
	所轄消防署名	麻布消防署
4	防火対象物の所在地	東京都港区六本木七丁目8番8号
	防火対象物の名称	ミクニ六本木ビル
	命令を受けた者	ミクニ総業株式会社 代表取締役 尾崎 行隆
	命 令 事 項	令和2年6月30日までに、屋内消火栓設備を設置すること。
	所轄消防署名	麻布消防署
3	防火対象物の所在地	東京都葛飾区新小岩一丁目29番5号
	防火対象物の名称	ときわビル
	命令を受けた者	有限会社ホテルときわ 清算人 須藤 忠則

	命令事項	<p>1 令和2年1月31日までに、1階及び2階に自動火災報知設備を技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>2 令和2年1月31日までに、自動火災報知設備を技術上の基準に従って改修すること。</p> <p>3 令和元年12月31日までに、2階及び屋外階段に通路誘導灯をそれぞれの技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>4 令和元年12月31日までに、3階に設置されている避難口誘導灯及び通路誘導灯を技術上の基準に従って改修すること。</p>
	所轄消防署名	本田消防署
2	防火対象物の所在地	東京都新宿区歌舞伎町二丁目27番11号
	防火対象物の名称	三経27ビル
	命令を受けた者	株式会社栃木三喜興業 代表取締役 木山 貴英
	命令事項	<p>1 平成31年3月25日までに、地下1階電気室に、自動火災報知設備の感知器を技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>2 平成31年4月25日までに、地下1階、1階及び6階に、自動火災報知設備の地区音響装置を技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>3 平成31年5月25日までに、地下1階、2階、4階及び5階における消防法施行令別表第1、(2)項イ部分に、放送設備を技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>4 平成31年5月25日までに、4階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>5 平成31年3月25日までに、2階及び5階の屋内階段に、通路誘導灯を技術上の基準に従って設置すること。</p>
	所轄消防署名	新宿消防署
1	防火対象物の所在地	東京都中央区銀座七丁目6番6号
	防火対象物の名称	丸源第24ビル
	命令を受けた者	川本源司郎
	命令事項	平成25年3月15日までに、5階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。
	所轄消防署名	京橋消防署

以上

※ 命令後においても、引き続き履行を促しています。
 なお、命令の履行期限を徒過したものは、履行状況により告発などの対象となります。